

別紙 4

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
103	ロボット公道実験円滑化事業	歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、全国展開を行う。	ロボットの公道実験に係る道路使用許可の取扱いについて(平成18年1月23日付け警察庁丁規発第3号)	平成18年1月23日実施(措置済)	警察庁
501, 502, 503	外国人研究者受入れ促進事業	外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。この際、研究成果を活用した事業を営む活動を行う場合に在留資格変更許可を不要とする。	全部	必要最小限の弊害の予防措置を講じた上で、下記の措置を講ずる。 1. 特定の研究施設において特定の分野に関する研究業務に従事する外国人について、併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら営む活動を行うことを可能とする。 2. 当該外国人に係る在留期間の上限を3年から5年へ伸長する。 3. 当該外国人について、在留資格「研究」に係る学歴・実務経験の要件の緩和及び在留資格「投資・経営」に係る投資要件・実務経験要件の緩和を行う。	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令319号)の一部を改正する法律案を第164回国会に提出済	法案が成立した場合には、公布の日から6か月後に施行予定	法務省
507	外国人情報処理技術者受入れ促進事業	外国人情報処理技術者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。	全部	本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令319号)の一部を改正する法律案を第164回国会に提出済	法案が成立した場合には、公布の日から6か月後に施行予定	法務省
508	夜間大学院留学生受入れ事業	夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、「留学」の在留資格を付与するとともに、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。	全部	本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成18年法務省令第29号)	平成18年3月30日施行(措置済)	法務省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
601	短期滞在査証の発給手 続の簡素化事業	島嶼を訪問する韓国からの団体観光客又は修学旅行生の引率者について、短期滞在査証の発給において必要とされる在職証明書等の職業関係書類又は住民登録証明書の提出を不要とする。	全部	特区における規制の特例措置の全国展開を行うとしていたところ、韓国人に対する短期滞在査証免除を期間限定なしに実施することにより、特区における規制の特例措置の全国展開の意義をすべて満たす措置を講ずる。	韓国政府に対する通告(平成18年2月13日付け在大韓民国日本国大使館から大韓民国外交通商部あての口上書)	平成18年3月1日実施 (措置済)	外務省
602	数次短期滞在査証の発 給手続の簡素化事業	公共性の強いプロジェクトに関連するロシア人の査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経伺を要しないこととする。また、この場合にFAXによる査証申請を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	外務大臣から在外公館長あてに通達を發出済	平成18年1月1日実施 (措置済)	外務省
808	市町村採用教員に係る 特別免許状授与手続の 迅速化事業	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、特別免許状授与のために都道府県教育委員会が行う学識経験者の意見聴取について、市町村及び都道府県が聴取内容、必要書類及び手続についてあらかじめ協議して定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、免許状授与手続の迅速化を図ることとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化及び免許状授与手続の簡素化事業の取扱いについて」(18文科初第22号)	平成18年4月1日実施 (措置済)	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
809	市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために当該市町村を包括する都道府県教育委員会が行う教育職員検定に必要な書類・手続について、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより、免許状授与手続の簡素化を図ることとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化及び免許状授与手続の簡素化事業の取扱いについて」(18文科初第22号)	平成18年4月1日実施 (措置済)	文部科学省
810	市町村費負担教職員任用事業	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。	全部	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。その際、市町村の人事上の自由度を拘束するような条件を付加しない。	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第18号)	平成18年4月1日施行 (措置済)	文部科学省
813	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 (なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として、その施行の時期までに削除されることとなります。)	研究交流促進法(昭和61年法律第57号)を改正すること で対応予定	平成18年7月1日施行予定 (平成18年2月法案提出済)	文部科学省
814	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の敷地を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 (なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として、その施行の時期までに削除されることとなります。)	研究交流促進法(昭和61年法律第57号)を改正すること で対応予定	平成18年7月1日施行予定 (平成18年2月法案提出済)	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
908(91 2)	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、調理業務を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「構造改革特別区域における乳児院等における調理業務を担当する者の外部からの派遣の全国展開について」(平成18年3月17日雇児発第0317001号)	平成18年4月1日施行 (措置済)	厚生労働省
909(91 7)	障害児施設における調理業務の外部委託事業	知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について」障発第0331011号平成18年3月31日	平成18年3月31日施行 (措置済)	厚生労働省
915	耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業	地方公共団体が、平屋建ての社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置等の要件を満たし、かつ、専門家等の意見聴取を行うことにより、必要な安全性を有すると総合的に判断した場合には、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。	全部	本特例措置により実現している内容を確保する。なお、弊害の予防措置については、その要件を明確化し、必要最小限のものとする。	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第33号) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号) 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第38号) 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第57号) 「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第76号) 「通知により措置された構造改革特別区域における「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」の全国展開について」(平成18年3月31日老発第0331004号)	平成18年4月1日施行 (措置済)	厚生労働省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1102	中心市街地における商業の活性化事業	大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8か月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続を簡素化する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)の一部を改正する等の法律案を第164回国会に提出済	法案が成立した場合には、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定	経済産業省
1206 (1216)	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業	福祉有償運送について、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。	全部	福祉有償運送を利用者にとって安全・安心なサービスとして全国に普及させ、輸送の安全と旅客の利便の確保を図るため、福祉有償運送全体の仕組みを見直し、登録制度の導入等必要な措置を講ずるため、法律改正を行う。当該法律改正にあたっては、現行の規制の強化とならないよう配慮する。	道路運送法(昭和26年法律第183号)の一部改正を含む「道路運送法等の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出済	法案が成立した場合には、平成18年度中に施行予定	国土交通省
1217	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業	地方公共団体が、自動車の使用に起因する当該地域内の環境への影響の低減を図ることを目的として、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用したレンタカー型カーシェアリングを推進するため、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該区域内において実施するレンタカー型カーシェアリングに係る道路運送法第80条第2項に基づく許可の申請について、その貸渡しが無人の事務所で行われるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成18年3月30日国自旅第286号)	平成18年3月30日実施(措置済)	国土交通省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1301・ 1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業	国立・国定公園内で、地域活性化に資する催しのために一時的に行われる風致又は風景の維持に支障のない行為について、特別地域における許可及び普通地域における届出を要しないこととする。	全部	地方公共団体が、風致の維持への配慮や原状回復が確実に行われる体制・内容等を記載した「催しの計画」を国立公園にあつては環境省の地方支分部局に、国定公園にあつては都道府県に提出することにより、特区における規制の特例措置と同様に、当該計画に基づく国立・国定公園の特別地域又は普通地域内で行われる地域活性化を目的とする催しに係る行為であつて、原状回復が可能な場所において一時的に行われる工作物の新築や広告物の掲出等の行為についての許可・届出を要しないこととする。 当該「催しの計画」は、特区計画と同様に包括的なものとし、「催しの計画」に記載された個々の催しの実施前に、催しの実施者は、その催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を環境省の地方支分部局又は都道府県に通知すれば足りることとする。	自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)	平成18年3月30日施行(措置済)	環境省
1304 (1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	再生利用認定制度(リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み)の対象品目を拡大する。(廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、 廃木材(除湿の措置を講じたものに限る)を製鉄原料として利用する場合)	一部	廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年厚生省告示第258号)、再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物(平成9年厚生省告示第259号)を改正廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準(平成18年環境省告示第77号)を新設	平成18年3月28日施行(措置済)	環境省